

# 県営住宅指定管理者の募集について

滋賀県営住宅について、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり募集します。

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

(1) 名称 滋賀県営住宅（45団地、208棟、3,080戸）

(2) 所在地

大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市、高島市の12市

(3) 施設の設置の目的

健康で文化的な生活を行うに足りる住宅を整備し、これを困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 入居者の募集、入居および退去の手続に関する業務

(2) 家賃等の収納に関する業務

(3) 入居者への指導および連絡に関する業務

(4) 県営住宅および共同施設の維持および修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（3年間）

## 4 指定の基準

(1) 県民の公平な利用が確保されること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮させること。

(3) 管理運営に係る経費の縮減が図られること。

(4) 施設の管理運営を安定して行う能力を有すること。

## 5 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成23年8月29日（月）から9月30日（金）までの間、住宅課のホームページからダウンロードできます。

住宅課ホームページアドレス <http://www.pref.shiga.jp/h/jutaku/>

(2) 問合せ先：滋賀県土木交通部住宅課公営住宅担当

TEL 077-528-4234

## 6 公募説明会

平成23年9月8日（木）午後2時から滋賀県大津合同庁舎7-B会議室（大津市松本一丁目2番1号）において公募説明会を行います。

## 7 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法

平成23年10月3日（月）から10月7日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に持参または郵送してください。

なお、郵送の場合は、書留とし、平成23年10月7日（金）午後5時必着とします。

(2) 受付場所 滋賀県土木交通部住宅課公営住宅担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4234

## 8 その他

詳細は、募集要項をご覧ください。